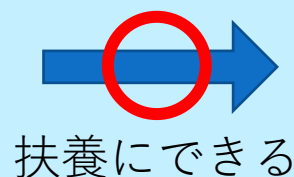


5 課税者(課税者)・妻(非課税者)・母の世帯 (母が給付対象となるケース)

個人住民税所得割が課税
→定額減税対象

課税者



扶養にできる

妻



収入なし

○課税者の定額減税の算定人数に含まれる

定額減税可能額

○所得税分 $2人 \times 3万円 = 6万円$

○住民税分 $2人 \times 1万円 = 2万円$

8万円

所得超過のため扶養にできない



母



年金収入165万円(合計所得金額55万円)

所得税・住民税ともに非課税

- 所得税、個人住民税ともに非課税
- 本人として定額減税対象外
- 合計所得金額(48万円超)
- 課税者の扶養親族として定額減税対象外
- 個人住民税所得割課税者が同世帯にいるため、低所得世帯向け給付対象外

母は不足額給付Ⅱの対象となる